

【県立看護大学】第2期中期目標期間における積立金繰越の概要

前提

- 地方独立行政法人は、中期目標期間の期間の最後の事業年度（令和3年度）の決算整理を行った後に積立金がある場合、知事から承認を受けた金額を次期中期計画で定めた業務の財源に充てることが出来る（地方独立行政法人法（以下、「法」）第40条4項）。

対応方針

法人（看護大学）が求める積立金の使途については、第3期中期目標に掲げる目標に該当するとして適切であるため、全額（R3 運営費交付金執行残^{*}を除く）を承認する。
^{*}例年、3月補正予算の時期に返納しているもの

◆第2期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）の積立金の額
 126,683,703円

◆法人が考える積立金の使途

「(i) 学生から選ばれる魅力ある大学づくり」、「(ii) 県立大学としての地域貢献の強化」の2点を大きな方向性として、優れた教員の確保・学生の確保・地域貢献を目的とした事業を行うための財源としている。

※別紙「積立金の具体的な活用について」を参照

◆2つの方向性について

県が作成する第3期中期目標における、「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」において、「1 教育に関する目標」「3 地域貢献に関する目標」が記載されており、積立金の使途の方向性は、県が求めるものである。

今後のスケジュール

6月	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会の意見聴取 知事が繰越を承認し、繰越額が確定（県地独法施行細則第14条）
7～8月	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会にて中期計画変更案の意見聴取（法第78条第4項）
9月	<ul style="list-style-type: none"> 知事が中期計画変更案を認可[*]（法第26条第1項）

※法第83条第3項に基づく、議会の議決は不要。

地方公営企業型地方独立行政法人（3病院）についての規定のため